

環境省

《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成26年度環境省政策評価実施計画（平成26年5月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策に含まれる22目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：5件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	5	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施すること等とした	5	
	事業評価方式：6件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成 27 年度税 制改正(租税特 別措置)要望と して妥当	6	平成27年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	6	
事後 評価	主要な行政目的に 係る政策等として 基本計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：22件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-ウ〕	目標達成	9	1 評価結果を踏まえ、これ までの取り組みを引き続き 推進した 【引き続き推進】	6
			相当程度進展 あり	10		
			進展が大き くない	3		
		2 評価結果を踏まえ、評価 対象施策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	16	施策の重点化等		14
				〈概算要求及び機構・定員への反映状況〉 〔 概算要求に反映 16件 機構定員要求に反映 6件 (うち、機構 1件、定員 5件) 〕		
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-エ〕	今後とも引き続 き措置していく	2	評価結果を踏まえ、これ までの取り組みを引き続 き推進した 【引き続き推進】	2	

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年3月13日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	
1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
2	水銀排出施設に係る届出制度等の創設
3	水銀排出施設に係る排出基準義務の創設
4	水銀排出施設に係る勧告・改善命令等の創設
5	水銀排出施設に係る測定・記録・保存義務の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年10月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
2	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
4	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
6	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成26年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、25年度に行った以下の5政策に含まれる22目標を対象として事後評価を実施し、26年11月10日に「平成25年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 19-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	相当程度進展あり	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	相当程度進展あり	改善・見直し

3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標達成	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進			
5	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	目標達成	改善・見直し
6	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
7	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	相当程度進展あり	引き続き推進
8	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	相当程度進展あり	改善・見直し
9	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	目標達成	改善・見直し
10	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	進展が大きくない	改善・見直し
11	目標 4-7 東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）	相当程度進展あり	改善・見直し
6 化学物質対策の推進			
12	目標 6-1 環境リスクの評価	目標達成	改善・見直し
13	目標 6-2 環境リスクの管理	目標達成	改善・見直し
14	目標 6-3 国際協調による取組	進展が大きくない	改善・見直し
15	目標 6-4 国内における毒ガス弾等対策	目標達成	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備			
16	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	目標達成	引き続き推進
17	目標 9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	目標達成	引き続き推進
18	目標 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発	相当程度進展あり	改善・見直し
19	目標 9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実	目標達成	引き続き推進
10 放射性物質による環境の汚染への対処			
20	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	進展が大きくない	改善・見直し
21	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	相当程度進展あり	引き続き推進
22	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(3)参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年10月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

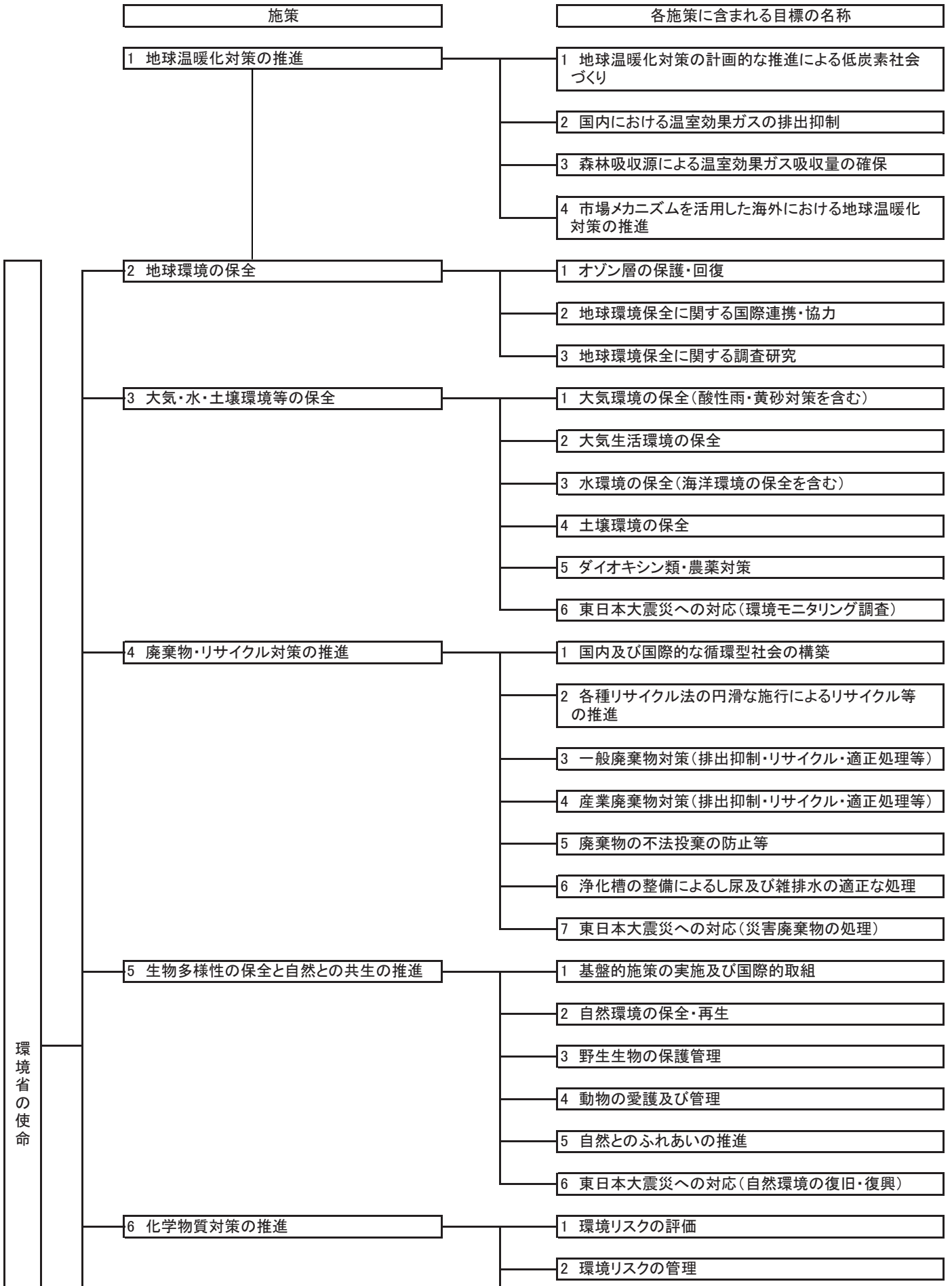
表 19-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

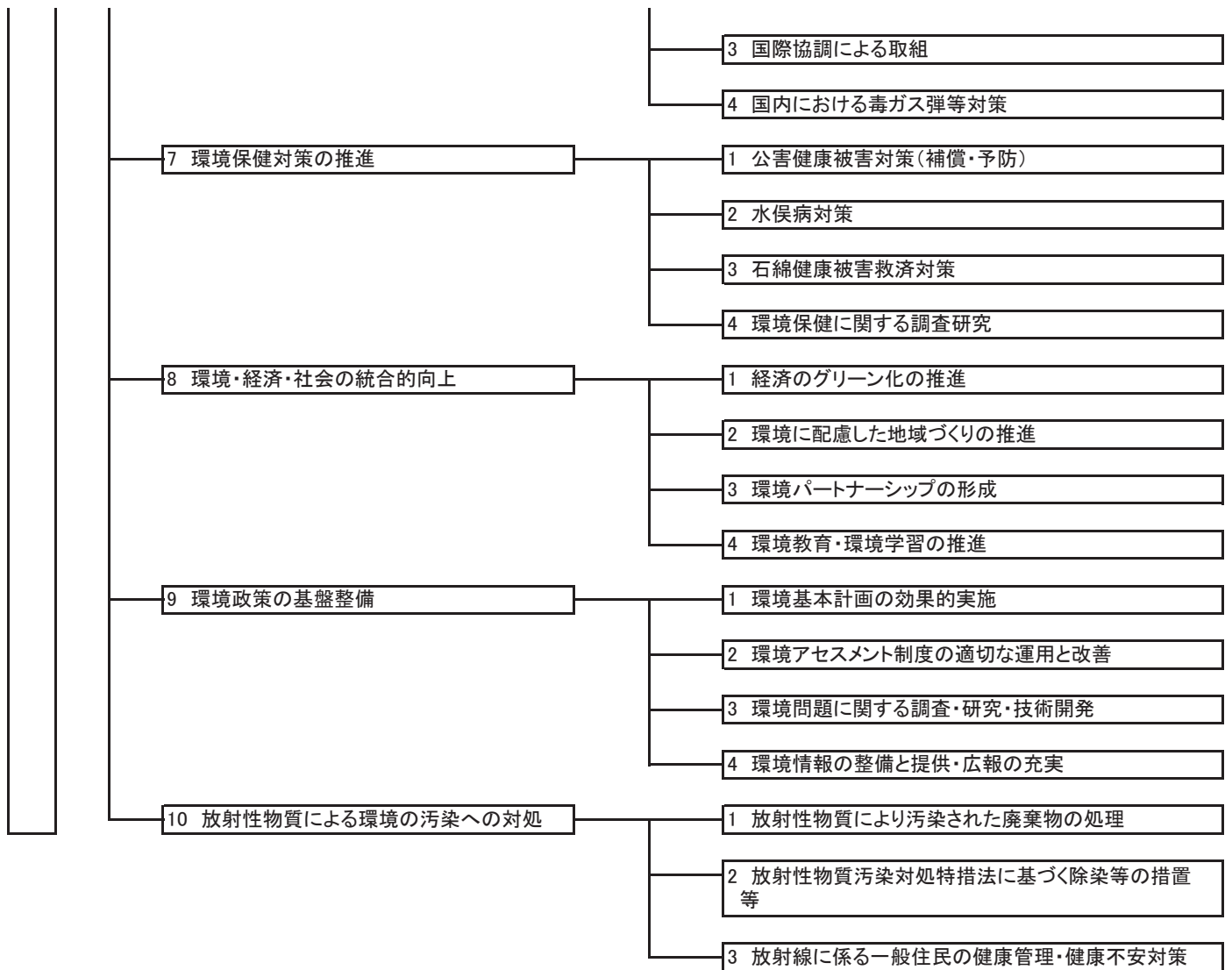
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(4)参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/seisaku-taiou.pdf>)参照